

山九グループの皆様へ

「サンキュウライフ保険」のご案内

団体総合生活保険（医療補償・介護補償・がん補償・傷害補償・個人賠償責任・弁護士費用等（人格権侵害等）・ゴルフ用品・ホールインワン・アルバイトロス費用・所得補償）

特徴

1 割引が適用された安い保険料
28%割引 (団体割引20%
損害率による割引10%)
所得補償 **20%割引** (団体割引20%)

ご退職後も
継続いただけます。

※口座振替のお手続きが
必要となります。

2 簡単なお加入手続き
ご加入時の医師の診査は不要、保険料のお払込みは給与天引き

3 医療補償は日帰り入院から

4 病気・がん・介護等の相談サービスが自動セット
メディカルアシスト・デイリーサポート・介護アシスト

5 個人賠償補償も無制限でかつ
示談代行サービス付（国内のみ）

自転車通勤・通学
の方にはおすすめ!

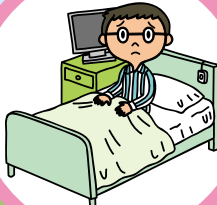
ケガ



個人賠償責任



医療



がん



介護



©東京海上日動

	2025年9月1日更新・新規の方	中途加入の方
申込締切日	2025年7月31日(木)	毎月末日
保険(補償)期間	2025年9月1日午後4時から 2026年9月1日午後4時までの1年間	申込日の翌月1日午前0時から 2026年9月1日午後4時まで
保険料のお払い込み	2025年11月給与から引き去り開始 ※	補償期間開始月の2ヶ月後から給与引き去り開始 ※
お申し込みはこちら	 ※「お手続きサイト」に記載の内容 で更新される方は、特段の対応は 不要です。(自動更新されます。)	

※ご退職後は口座振替となります。

山九保険サービス株式会社

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、医療補償・がん補償・介護補償については、東京海上日動単独の引受となります。

「サンキュウライフ保険」はグループ従業員の皆様を 日常生活の様々なリスクからお守りする保険制度です。 皆様のライフスタイルにあわせて以下のプランをご提案します！

ライフスタイルに
合わせた
補償を選ぼう！

保険料最大**28%割引**（団体割引20%、損害率による割引10%）（所得補償は団体割引20%）適用！

みなさまには…

健康なうちに医療補償に加入！病気もケガもしっかり補償！



保険料例
男性：34歳
の場合



4ページ参照
Aタイプ
保険料 360円



3ページ参照
F1(1口)+KBタイプ
保険料 840円



合計〈月払〉
1,200円



誤って他人にケガをさせた



愛犬が他人にかみついた



ケガで通院した



病気で手術をした

介護が心配な方には…

もしもの介護に備えて『介護補償』があると安心です。



保険料例
男性：34歳



親：64歳



4ページ参照
Aタイプ
保険料 360円



7ページ参照
Q1タイプ
保険料 200円



合計〈月払〉
560円



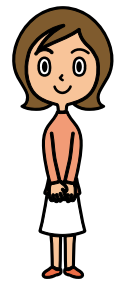
病気で入院した



親が要介護2以上の
認定を受けた

がんが心配な方には…

健康なうちに医療補償に加入！がんになった時は手厚い補償！



保険料例
女性：33歳
の場合



4ページ参照
Aタイプ
保険料 360円



5～6ページ参照
C1タイプ
保険料 230円



合計〈月払〉
590円



がんと診断された



がんで手術した

ゴルフをする方には…

ケガはもちろん、ゴルフのときもしっかり補償！



保険料例



3ページ参照
F1(1口)+KBタイプ
保険料 840円



3ページ参照
G10タイプ
保険料 100円



3ページ参照
G2タイプ
保険料 240円



合計〈月払〉
1,180円

大切なゴルフ用品の盗難やゴルフクラブの破損・曲損やゴルフ中に他人にケガをさせてしまった場合も補償



ゴルフクラブを
破損してしまった！



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合の記念品購入費用等

ケガと賠償責任・ゴルフの補償

(傷害補償 (日常生活全般)+個人賠償責任、弁護士費用等(人格権侵害等)、ゴルフ用品、ホールインワン・アルバトロス費用)

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

ケガと賠償責任の補償

日常生活やスポーツ・レジャー等様々なシーンで起こる「ケガ」に対応!他人への賠償責任が心配な方にもおすすめのタイプです。自転車事故(ご本人のケガはもちろん、歩行者にケガをさせた場合も含まれます。)もこれに入れば安心です。

特定感染症*1セット

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたとき(死亡・後遺障害保険金)

ケガで入院したら入院1日につき(入院保険金)
※事故の日から180日以内の入院・手術に限り。また、入院は1事故について180日を限度とします。
※手術をしたときにも保険金をお支払いします(手術保険金*2)。

ケガで通院したら通院1日につき(通院保険金)
※事故の日から180日以内、1事故につき90日を限度とします。

傷害タイプ(加入口数限度:5口)

200万円

3,000円

1,000円

ご家族*3も補償の対象に含まれます!

他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負ったとき(個人賠償責任保険金*4)

ご家族*3も補償の対象に含まれます!

他人にケガを負わされたり物を壊されたり、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合(弁護士費用等(人格権侵害等)*5)

KBタイプ

国内: 無制限
国外: 1億円

KCタイプ

国内: 無制限
国外: 1億円

—

300万円

月払保険料

保険期間: 1年
団体割引: 20%
損害率による割引: 10%

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP26

ディリーサポート
ついてます!
詳細はP27

介護アシスト
ついてます!
詳細はP27

いじめ・嫌がらせ・痴漢等
相談ダイヤル*ついてます!
詳細はP26

※弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合の専用サービスです。

加入口数限度: 5口

本人型

傷害タイプ(1口あたり)

タイプコード: F1

650円

家族型*3

個人賠償責任

タイプコード: KB

190円

個人賠償責任+弁護士費用等

タイプコード: KC

350円

※KB-KCタイプについては1口のみのお引受となります。
※団体の構成員とそのご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入される場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らない口数を選択してください。
※1 特定感染症(定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。)を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。
※2 手術保険金のお支払いは、入院保険金10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※3 傷害補償は「本人型」となりますが、個人賠償責任・弁護士費用等におきましては「家族型(詳細は、後記「保険の対象となる方」をご確認ください。)」でのお引受となります。
※4 日本国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)
※5 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限り。

ゴルフの補償

ゴルフをされる方におすすめ!
「ケガと賠償責任の補償」に追加してご加入をご検討ください。

ゴルフ用品の補償(ゴルフ用品補償特約セット)

ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内におけるゴルフ用品の盗難*1、ゴルフクラブの破損・曲損(保険期間を通じて保険金額を限度とし、損害額は時価額を限度とします)

20万円

30万円

20万円

30万円

ホールインワン・アルバトロス費用の補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合の記念品購入費用等
※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

30万円

50万円

月払保険料

保険期間: 1年
団体割引: 20%
損害率による割引: 10%

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP26

ディリーサポート
ついてます!
詳細はP27

介護アシスト
ついてます!
詳細はP27

加入口数限度: 1口

本人型

ゴルフ用品の補償

タイプコード: G10

100円

タイプコード: G30

160円

ホールインワン・アルバトロス費用の補償

タイプコード: G2

240円

タイプコード: G4

450円

※1口のみのお引受となります。
※1 ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り。

医療(病気)の補償

医療(病気)の補償

病気のあるときもあんしんの補償をラインナップ。
この保険料で日帰り入院、先進医療も補償します。

病気で入院したら
入院1日につき(疾病入院保険金)※1回の入院で60日が限度です。

病気で手術*1をしたら(疾病手術保険金)
※1傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
※2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

放射線治療を受けたら(放射線治療保険金)
※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。

先進医療*1を受けたら(総合先進医療特約)
※1 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

三大疾病・重度傷害一時金
がん*と診断確定*1されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中や脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷となり、入院したとき
※1 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがん*に罹患(ひかん)したことがある場合は、一部お支払いできないことがあります。

医療ライトタイプ

3,000円

重大手術*2

12万円

上記以外の手術

入院中

3万円

入院中以外

1.5万円

3万円

基本保険金額

400万円

一時金額

10万円

医療スタンダードタイプ

5,000円

重大手術*2

20万円

上記以外の手術

入院中

5万円

入院中以外

2.5万円

5万円

基本保険金額

400万円

一時金額

10万円

医療プレミアムタイプ

10,000円

重大手術*2

40万円

上記以外の手術

入院中

10万円

入院中以外

5万円

10万円

基本保険金額

400万円

一時金額

10万円

プラス

一時金額 30万円

*2 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

ケガによる入院・手術については補償されません。3ページの「ケガと賠償責任の補償」に別途ご加入ください。ご加入に際しては、必ず13ページの「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※保険の対象となる方については、後記をご確認ください。

男性・女性共通	加入口数限度: 1口					
本人型	医療ライト	医療ライトプラス	医療スタンダード	医療スタンダードプラス	医療プレミアム	医療プレミアムプラス
年齢	タイプコード: A	タイプコード: D	タイプコード: B	タイプコード: E	タイプコード: C	タイプコード: F
0歳~4歳	300円	480円	460円	640円	860円	1,040円
5歳~9歳	230円	410円	340円	520円	620円	800円
10歳~14歳	210円	390円	310円	490円	560円	740円
15歳~19歳	230円	410円	350円	530円	630円	810円
20歳~24歳	320円	500円	490円	670円	920円	1,100円
25歳~29歳	340円	520円	530円	710円	1,000円	1,180円
30歳~34歳	360円	540円	550円	730円	1,040円	1,220円
35歳~39歳	370円	580円	580円	790円	1,110円	1,320円
40歳~44歳	410円	680円	640円	910円	1,220円	1,490円
45歳~49歳	520円	890円	830円	1,200円	1,600円	1,970円
50歳~54歳	670円	1,210円	1,080円	1,620円	2,090円	2,630円
55歳~59歳	920円	1,630円	1,490円	2,200円	2,920円	3,630円
60歳~64歳	1,310円	2,260円	2,140円	3,090円	4,220円	5,170円
65歳~69歳	1,760円	3,110円	2,890円	4,240円	5,720円	7,070円
70歳~74歳	2,390円	4,090円	3,940円	5,640円	7,810円	9,510円
75歳~79歳	2,960円	5,040円	4,900円	6,980円	9,740円	11,820円
80歳~84歳	3,550円	6,010円	5,870円	8,330円	11,690円	14,150円
85歳~89歳	3,510円	6,350円	5,810円	8,650円	11,560円	14,400円

※1口のみのお引受となります。 ※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。 ※被保険者1名あたりの保険料

おすすめプラン

補償内容

補償タイプ見直しのご案内

補償の概要等

サービスのご案内

4

3

がんの補償

※保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
※保険の対象となる方については、後記をご確認ください。

更新時にご加入者からのお申出による保険金額の増額等をご希望の場合、改めて健康状態告知が必要になりますので、
ご注意ください。お手続きの詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。



やっぱりがんが心配という方にうれしい補償ラインナップ。

	がん入院 5,000円タイプ	がん入院 10,000円タイプ	がん入院 5,000円タイプ +2特約	がん入院 10,000円タイプ +2特約	がん入院 5,000円タイプ +4特約	がん入院 10,000円タイプ +4特約
がんと診断確定 ^{*1} されたら（がん診断保険金） ^{*2} ※がんと診断確定されたときに一時金をお支払いします。	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円	100万円
がんで入院したら 入院1日につき（がん入院保険金）	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
がんで手術 ^{*4} したら（がん手術保険金） ※がんで手術をしたときにも保険金をお支払いします。（手術の種類により）	5・10・20万円	10・20・40万円	5・10・20万円	10・20・40万円	5・10・20万円	10・20・40万円
重いがん ^{*6} と診断確定されたら（がん重度一時金）	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
抗がん剤治療 ^{*7} を開始したら（抗がん剤治療補償特約）	—	—	5万円	10万円	5万円	10万円
がん患者申出療養 ^{*8} を受けたら（がん患者申出療養特約）	—	—	1,500万円	3,000万円	1,500万円	3,000万円
がんが再発転移したら（がん再発転移補償特約）	—	—	—	—	50万円	100万円
がん治療中の支援（がん生活支援特約）	—	—	—	—	第1回 10万円 第2回以後 50万円	第1回 10万円 第2回以後 50万円

⚠ ご加入に際しては、必ず13ページの「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見に
が一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*3 *3 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内である
をお支払いします。*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。*6 がんで所定の重度状態（がんの進行度がステージⅣに該当すると診断
ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。*8 対象となる患者申出療養については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。*2 なお、継続前契約で既に診断確定されたがん
ときは保険金をお支払いできません。*4 時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金
確定された状態となったときに、保険金（一時金）をお支払いします。*7 対象となる抗がん剤治療については、後記「補償の概要等」をご確認

月払 保険料

保険期間：1年 団体割引：20%
損害率による割引：10%

メディカルアシスト
ついてます！
詳細はP26

デイリーサポート
ついてます！
詳細はP27

介護アシスト
ついてます！
詳細はP27



※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢
（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）
によって異なります。

男性・女性共通 本人型

	がん入院 5,000円タイプ	がん入院 10,000円タイプ	がん入院 5,000円タイプ+2特約	がん入院 10,000円タイプ+2特約	がん入院 5,000円タイプ+4特約	がん入院 10,000円タイプ+4特約
年 齢	タイプコード： C1	タイプコード： C2	タイプコード： C3	タイプコード： C4	タイプコード： C5	タイプコード： C6
0歳～4歳	70円	110円	100円	160円	160円	230円
5歳～9歳	80円	130円	120円	200円	190円	280円
10歳～14歳	100円	200円	140円	270円	260円	400円
15歳～19歳	80円	140円	130円	230円	210円	330円
20歳～24歳	60円	110円	130円	250円	180円	310円
25歳～29歳	120円	210円	220円	390円	320円	510円
30歳～34歳	230円	430円	370円	710円	540円	910円
35歳～39歳	340円	630円	600円	1,140円	950円	1,550円
40歳～44歳	510円	930円	950円	1,790円	1,520円	2,450円
45歳～49歳	770円	1,370円	1,390円	2,590円	2,170円	3,520円
50歳～54歳	1,140円	2,010円	2,000円	3,730円	3,060円	5,080円
55歳～59歳	1,810円	3,140円	3,000円	5,520円	4,590円	7,610円
60歳～64歳	2,710円	4,730円	4,380円	8,070円	6,620円	11,070円
65歳～69歳	3,830円	6,660円	6,000円	11,000円	8,930円	15,020円
70歳～74歳	5,030円	8,630円	7,820円	14,200円	10,940円	18,780円
75歳～79歳	6,230円	10,560円	9,380円	16,850円	13,250円	22,590円
80歳～84歳	7,410円	12,470円	10,540円	18,720円	15,100円	25,500円
85歳～89歳	8,490円	14,170円	11,140円	19,470円	16,200円	26,920円

介護の補償 認知症アシスト付き



介護が必要になったら

(介護補償保険金)

※公的介護保険制度に基づく要介護3以上または要介護2以上の認定を受けた場合に限りです。

介護ライトタイプ

介護

100万円タイプ

介護スタンダードタイプ

介護

200万円タイプ

介護プレミアムタイプ

介護

300万円タイプ



ご加入に際しては、必ず13ページの「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。

1 構成員(加入者)のご両親だけでなく、ご本人・ご家族の加入が可能です。

構成員のご両親だけでなくご本人や配偶者、配偶者のご両親、ご兄弟等(被保険者本人の範囲となる方)を被保険者とすることができます。

2 構成員(加入者)がご家族の告知を代理で行うことが可能です。

保険の対象となる方については、後記をご確認ください。

補償の型

2つの補償の型からお選びいただけます。

公的介護保険連動型(要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

公的介護保険連動型(要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

月払保険料

保険期間: 1年

団体割引: 20%
損害率による割引: 10%

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP26

デイリーサポート
ついてます!
詳細はP27

介護アシスト
ついてます!
詳細はP27

認知症アシスト
ついてます!
詳細はP28

※認知症アシストは、介護補償にご加入いただいた場合の専用サービスです。

男性・女性共通

加入口数限度: 1口 公的要介護3

加入口数限度: 1口 公的要介護2

本人型

100万円タイプ

200万円タイプ

300万円タイプ

100万円タイプ

200万円タイプ

300万円タイプ

保険の対象となる方の年齢

タイプコード: P1

タイプコード: P2

タイプコード: P3

タイプコード: Q1

タイプコード: Q2

タイプコード: Q3

40歳~44歳

30円

50円

80円

40円

80円

120円

45歳~49歳

30円

60円

90円

50円

100円

140円

50歳~54歳

40円

80円

120円

70円

130円

200円

55歳~59歳

60円

120円

180円

90円

190円

280円

60歳~64歳

130円

260円

390円

200円

400円

610円

65歳~69歳

370円

740円

1,110円

570円

1,140円

1,710円

70歳~74歳

820円

1,630円

2,450円

1,250円

2,500円

3,760円

75歳~79歳

1,890円

3,780円

5,670円

2,870円

5,740円

8,610円

80歳~84歳

3,600円

7,200円

10,800円

5,420円

10,840円

16,260円

※1口のみのお引受となります。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。 ※被保険者1名あたりの保険料

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。



[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

所得の補償

(所得補償)

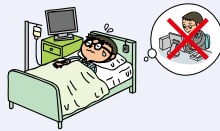
病気やケガで就業不能となり、その期間が免責期間*1(7日)を超えた場合、所得を補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払します。

所得
の補償

病気・ケガによる就業不能
(保険金額・月額)



1口
3万円

※保険の対象となる方については、後記11・12ページをご確認ください。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容に変更がありましたら、パンフレット等記載のお問合せ先までご連絡ください。



ご加入に際しては、必ず13ページの「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。

月払
保険料

保険期間: 1年

団体割引 : 20%
てん補期間*1 : 1年
免責期間*2 : 7日

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP26

デイリーサポート
ついてます!
詳細はP27

介護アシスト
ついてます!
詳細はP27

加入口数限度: 5口

1口あたりの保険料

年 齢	タイプコード: S		
	級別3級	級別2級	級別1級
15歳～19歳	170円	150円	130円
20歳～24歳	250円	210円	190円
25歳～29歳	290円	240円	210円
30歳～34歳	350円	300円	260円
35歳～39歳	440円	380円	320円
40歳～44歳	550円	470円	410円
45歳～49歳	650円	560円	480円
50歳～54歳	760円	650円	560円

年 齢	タイプコード: S		
	級別3級	級別2級	級別1級
55歳～59歳	810円	690円	600円
60歳～64歳	850円	730円	630円
65歳～69歳	1,280円	1,090円	950円
70歳～74歳	1,700円	1,450円	1,260円
75歳～79歳	2,550円	2,180円	1,890円
80歳～	3,410円	2,900円	2,520円

※保険金額は、平均月間所得額*3の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)*によって異なります。上記保険料は、基本級別3級(営業用貨物自動車運転者等)の方と基本級別2級(技能工、生産工程作業員等)、基本級別1級(一般事務従事者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*3 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。

*4 「お手続き画面に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

※ 告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

更新前の既契約に右表の病気・
症状が満期日前5カ月前から過
去1年間に発生し、保険金をお支
払いしている場合、更新できま
せんのでご注意ください。

更新できない病気・症状			
悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血 病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、 CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)	呼吸器系 の病気・症状	●ぜんそく(気管支喘息) ●慢性気管炎 ●肺炎腫
循環器系 の病気・症状	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、 脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心 室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症 を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)	泌尿・ 生殖器系 の病気・症状	●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ
消化器系 の病気・症状	●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性肝炎	その他の 病気・症状	●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚 筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療 受給者証の交付を受けている方)
眼の病気・症状	●眼底出血 ●網膜の病気		

交通事故等の補償

(傷害補償(交通事故等限定))

交通事故等*1に補償の対象範囲を限定したタイプです。
(交通事故傷害危険のみ補償特約セット)

交通
事故等
の補償

事故によるケガが原因で、死亡されたり
後遺障害が生じたとき(死亡・後遺障害保険金)

交通傷害

600万円

事故によるケガで1日以上入院したら
入院1日につき(入院保険金)

※事故の日から180日以内の入院・手術に限りま
す。
また、入院は1事故について180日を限度としま
す。
※手術をしたときにも保険金をお支払いします(手術保険金*2)。

4,000円

事故によるケガで1日以上通院したら
通院1日につき(通院保険金)

※事故の日から180日以内、1事故につき90日を限度とします。

2,000円

※対象範囲を日常生活全般に拡充するタイプもご用意しています(3～4ページ)。

*1 交通事故等の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



3ページの「ケガと賠償責任の補償」とあわせてご加入いただくことはできません。

月払
保険料

保険期間: 1年

団体割引: 20%
損害率による割引: 10%

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP26

デイリーサポート
ついてます!
詳細はP27

介護アシスト
ついてます!
詳細はP27

本人型

加入口数限度: 3口

交通傷害

タイプコード: K

(1口あたり) 430円

現在ご加入の方への大切なお知らせ

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体(山九株式会社)は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、医療補償・がん補償・介護補償・所得補償の更新時には、年齢等により保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

保険の対象となる方

I. この保険に加入のお申し込みができる方

山九株式会社およびその関係(系列)会社の役員・従業員（以下、加入者本人といいます。）

※対象となる関係(系列)会社についてはお問い合わせ先までご連絡ください。

II. 本人型の各補償において、保険の対象となる方は下記のとおりです。

【本人型の補償】 医療、がん、傷害（日常生活全般、交通事故等限定）、所得、介護
ゴルフ用品、ホールインワン・アルバトロス費用

【保険の対象となる方で本人（被保険者本人）として加入依頼書に記載できる方の範囲】

- ①加入者本人
- ②加入者本人の配偶者、子供、両親、兄弟（加入者本人から見て「同居・生計を共にすること・血族・姻族」を問いません。）
- ③加入者本人の同居の親族

※上記の範囲に加え、医療、がん、所得、介護の補償については以下の年齢条件*1に合致する方が対象となります。

医療	がん	介護	所得
満0歳以上満89歳以下	満0歳以上満89歳以下	満40歳以上満84歳以下 ※上記年齢は保険の対象となる方の年齢です。	満15歳以上

【保険の対象となる方】 加入依頼書に記載された被保険者本人のみ

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

III. 家族型の補償（個人賠償責任・弁護士費用等（人格権侵害等））において、保険の対象となる方は下記のとおりです。

【保険の対象となる方で本人（被保険者本人）として加入依頼書に記載できる方の範囲】

- ①加入者本人
- ②加入者本人の配偶者、子供、両親、兄弟（加入者本人から見て「同居・生計を共にすること・血族・姻族」を問いません。）
- ③加入者本人の同居の親族

【保険の対象となる方】

加入依頼書に記載された被保険者本人とその家族

家族の範囲*2	
	- 被保険者本人の配偶者 - 被保険者本人またはその配偶者の同居の親族 - 被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子供

※個人賠償責任において被保険者本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*2 保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。



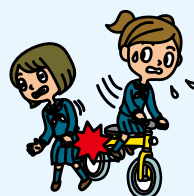
Q1

私（社員で本人）と娘は自転車で通勤・通学をしており、加害事故が心配です…

A

ご安心ください。ケガと賠償責任の補償にご加入いただければ、自転車による他人へのケガの損害賠償責任とご本人のケガも補償されます（他人への損害賠償責任はご家族の方も保険の対象となります。）。ご家族のケガにも備えて、ご家族の皆様もケガの補償に加入されるとさらに安心です。

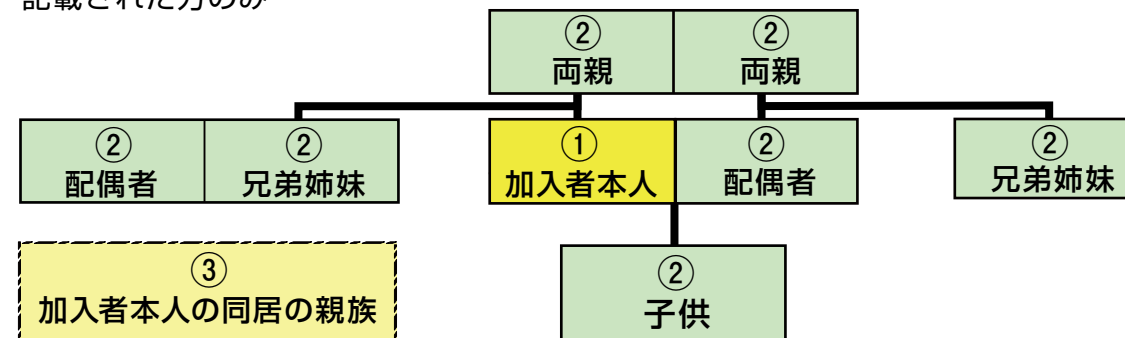
※原動機付自転車による損害賠償責任は、補償の対象外となります。



保険の対象となる方は、補償の型（本人型、家族型）により異なります。左記を図示すると以下のとおりとなります。ご参照ください。

II. 保険の対象となる方—本人型の補償

下記の①②③に該当し、保険の対象となる方で本人（被保険者本人）として加入依頼書に記載された方のみ

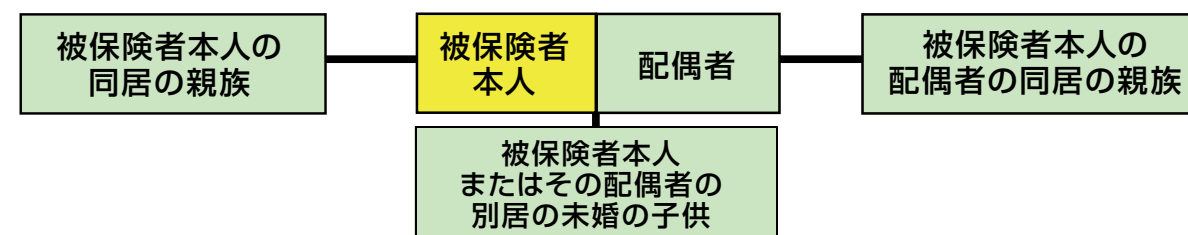


※医療の補償は満0歳以上満89歳以下、がんの補償は満0歳以上満89歳以下、所得の補償は満15歳以上の方、介護の補償は40歳以上84歳以下の方に限ります。（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）

III. 保険の対象となる方—家族型の補償（個人賠償責任・弁護士費用等（人格権侵害等））

上記の①②③に該当し、保険の対象となる方で本人（被保険者本人）として加入依頼書に記載された方とその家族*1（家族の範囲は下記のとおり）

※個人賠償責任において被保険者本人が未成年者または以下の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。



*1 保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

- (1)配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。
 - a.婚姻意思*1を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
 - b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- (3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。



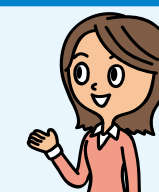
Q2

現在加入しているゴルファー保険のゴルフ用品の補償が20万円では足りないので、追加できないか？

A

もし、現在のご契約の補償額が不足しているようであれば、別途「ゴルフの補償」にご加入ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。



告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。***
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



C 健康状態告知書		以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は「回答記入欄」にご記入ください。		東京海上日動火災保険株式会社 お客様控	
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償にご加入の方		がん補償にご加入の方		介護補償にご加入の方	
質問 1 ●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。		質問 1 ●今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例		質問 1 ●以下(1)～(3)のいずれかに該当しますか。 (1)現在「歩行」「食事」「排泄」「入浴」「衣服の着脱」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。 (2)今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。 (3)今までに、認知症、軽度認知障害(MC1)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む)、上皮内がんを除きますで、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。	
なし		あり		あり	
質問 2 ●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気、継続して10日以上入院をしたことがありますか。		なし		あり	
質問 3 <所得補償、団体長期障害所得補償のみ> 告知日（ご記入日）より過去2年以内に ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」と医師に診断されたことがありますか。 ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」のため、医師から検査 ^① ・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。 (注)検査結果が異常ななかった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例		なし		あり	
なし		あり		あり	
お引受けできます。 回答をご記入のうえご署名ください。		お引受けできません。 回答をご記入のうえご署名ください。		お引受けできません。 回答をご記入のうえご署名ください。	
※家族タイプの満23歳未満のお子様について、おひとりでも「あり」に該当する方がいる場合には、お子様全員についてお引受けできません。		※家族タイプの満23歳未満のお子様について、おひとりでも「あり」に該当する方がいる場合には、お子様全員についてお引受けできません。		※家族タイプの満23歳未満のお子様について、おひとりでも「あり」に該当する方がいる場合には、お子様全員についてお引受けできません。	
特定疾病等不担保特約がセットされている場合に補償対象外となる病気・症状*1		特定疾病等不担保特約がセットされている場合に補償対象外となる病気・症状*1		特定疾病等不担保特約がセットされている場合に補償対象外となる病気・症状*1	
ア 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳脊髄液、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄)		ア 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳脊髄液、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄)		ア 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳脊髄液、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄)	
イ 白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)		イ 白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)		イ 白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)	
ウ 腎椎分離症、腎椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症		ウ 腎椎分離症、腎椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症		ウ 腎椎分離症、腎椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症	
エ 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫		エ 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫		エ 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫	
※1 主治医が上記の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となります。別途、ご注意ください。 ※2 心臓病は補償の対象となります。		※1 主治医が上記の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となります。別途、ご注意ください。 ※2 心臓病は補償の対象となります。		※1 主治医が上記の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となります。別途、ご注意ください。 ※2 心臓病は補償の対象となります。	
注意事項		注意事項		注意事項	
1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご記入いただく補償のみご回答ください。回答内容・ご署名は「加入依頼書」に複写されますので、ボールペンで明確にご記入ください。		1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご記入いただく補償のみご回答ください。回答内容・ご署名は「加入依頼書」に複写されますので、ボールペンで明確にご記入ください。		1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご記入いただく補償のみご回答ください。回答内容・ご署名は「加入依頼書」に複写されますので、ボールペンで明確にご記入ください。	
2. 「加入依頼書」のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、「加入依頼書」のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。		2. 「加入依頼書」のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、「加入依頼書」のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。		2. 「加入依頼書」のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、「加入依頼書」のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。	

所得補償		団体長期障害所得補償		医療補償		介護補償	
質問 1	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 2	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 3	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
ア	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
イ	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
ウ	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
エ	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 1	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 2	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 1	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 2	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 1	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
質問 2	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし

※5 被保険者(本人または医療補償・がん補償家族タイプのお子様)が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、健康状態に代わってご署名ください。
※6 お子様氏名は年齢(月・日)順にご記入ください。
※7 医療補償・がん補償の対象となるお子様の人数を記載ください。

※8 健康状態告知の内容、ご加入時の回答内容、【がん補償の場合】「加入依頼書」が保険金受取人の指定の内容※4について確認・照合します。
※9 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※10 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※11 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※12 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※13 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※14 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※15 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※16 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※17 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※18 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※19 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※20 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※21 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※22 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※23 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※24 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※25 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※26 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※27 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※28 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※29 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※30 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※31 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※32 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※33 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※34 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※35 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※36 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※37 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※38 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※39 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※40 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※41 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※42 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※43 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※44 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※45 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※46 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※47 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※48 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※49 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※50 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※51 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※52 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※53 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※54 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※55 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※56 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※57 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※58 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※59 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※60 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※61 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※62 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※63 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※64 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※65 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※66 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※67 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※68 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※69 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※70 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※71 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※72 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※73 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※74 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※75 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※76 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※77 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※78 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※79 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※80 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※81 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※82 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※83 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※84 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※85 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※86 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※87 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※88 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※89 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※90 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※91 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※92 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※93 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※94 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※95 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※96 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※97 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※98 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※99 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日
※100 告知日(ご記入日) 令和 年 月 日

このページは提出不要(お客様控)です。大切に保管してください。
(「加入依頼書」「原票」「代理店写」をご提出ください。)

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。



傷害補償

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※1「交通事故傷害危険の補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」※2により、保険の対象となる方がケガ※1をした場合に保険金をお支払いします。

*2 交通事故等とは以下のものをいいます。

■運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故
 ■運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故
 ■乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
 ■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
 ■交通乗用具*3の火災による事故 等

*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセッተされない場合のみ> ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセッተされる場合のみ> ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。) された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

特定感染症危険補償特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等

賠償責任に関する補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にした場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払します。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝具、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理、点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品補償特約＋ゴルフ用品補償特約	国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ■ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。) ■ゴルフクラブの破損、曲損*1 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りします。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 等
		*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、 下記いずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ① 同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者*1 ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求める全てのものご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	国内において以下のような事由により、 保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意または重大な過失 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6等 *1 保険金のお支払い対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

医療補償

病気やケガ等により、**保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）**に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院 保 険 金 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 疾病手術 保 険 金 病気の治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 放射線治療 保 険 金 病気やケガの治療のため保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・ 無免許運転や酒気帯び 運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3等
総合先進医療特約	総 合 先 進 医 療 基 本 保 険 金 病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象になります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
三大疾病重度傷害一時金特約	保険期間中に以下のような状態となった場合 ①次のいずれかに該当した場合 ■初めてがん*1と診断確定された場合 ■原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合。 ■原発がん*2とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合。なお、原発がん*2が発生していない場合はお支払いできません。 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ④急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑤急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脊髄損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金をお支払いします。 *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD－10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病を補償対象に含みます。 *2 この保険契約が初年度契約である場合は、初年度契約の保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。 【ご注意】がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。	

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。
（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）
- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【総合先進医療特約における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
※変更・中止となる場合があります。

がん補償

保険の対象となる方が**がん*1**と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

保険金をお支払いする主な場合		
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院(日帰り入院も含む)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん重度一時金	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ■その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき ▶がん重度一時金額をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。
がん患者申出療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii.評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療	
抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。	
がん再発転移補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。	
がん生活支援特約	・第1回がん生活支援保険金 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 ・第2回以後がん生活支援保険金 てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金支払基準日*2)の前日までをいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。	

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【公的介護保険連動型(要介護3)】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

【公的介護保険連動型(要介護2)】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
拡大に関する特約	介護補償基本特約十公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償	
拡大に関する特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

所得補償

病気やケガによって**所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。**

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等
所得補償基本特約	*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象となります。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】	 保険商品の内容を ご理解いただくための事項	 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意ください事項
-----------	--	---

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください ＊2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

＊2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊2以下（平均月間所得額＊2の85％以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊3×約定給付率とします。

＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

＊3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

＊4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容はつきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★□告知事項 ☆□告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★＊1	★	★	★	★	★＊2
性別	－	－	★	★	★＊3	－
職業・職務＊4	☆＊5	☆	－	－	－	－
健康状態告知＊6	－	★	★	★	★	－

※すべての補償について「他の保険契約等＊7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

- ＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- ＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- ＊3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- ＊4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- ＊5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- ＊6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- ＊7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者＊8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- ＊8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。
- a. 婚姻意思＊9を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- ＊9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊11。

- 責任開始日＊10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
- ＊10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- ＊11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- ＊12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするをを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ＊1 解約日以降に請求することがあります。
- ＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることがや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
	1年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

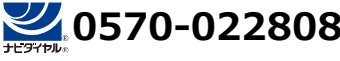


- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - ＊1 法律上の配偶者に限ります。
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
 - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）   IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間 □ 平日 午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

＜共同保険引受保険会社について＞※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	65%		
三井住友海上火災保険株式会社	35%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）



0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別 A に該当する方□ 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 B に該当しない方 ○職種級別 B に該当する方□ 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種） ※交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—
☐ 保険金額は、平均月間所得額＊1以下となっていますか？（平均月間所得額＊1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。） なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 ＊1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ 保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意＊1」についてご確認ください。

＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

サービスのご案内

充実したサポートサービスが安心をお届けします。 サンキュウライフ保険のすべての補償が対象となります。 **自動セット** 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



からだの
健康
サポート

メディカルアシスト

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限りします。(親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

こんなときにお電話ください！

深夜、子どもが
38度の発熱
どうしよう!!



キャンプ中に子どもの体調に異変が！
ここから一番近い病院を知りたい。



◆サービス内容

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊乗手手配等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。



24時間365日受付^{*1}

0120-708-110

^{*1} 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
^{*2} 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。
※ 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間

(土日祝日、
年末年始を除く)

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス:
午前10時～午後6時

0120-300-575

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:
午前7時30分～午前9時30分／午後5時～午後10時

0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

介護
全般の
サポート

介護アシスト

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りします。

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

こんなときにお電話ください！

介護について相談したい

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「も」の忘れチェックプログラム^{*1}をご利用いただくことも可能です。

^{*1} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

受付時間 (電話介護相談、各種サービス優待紹介):午前9時～午後5時
(土日祝日、
年末年始を除く)

0120-428-834

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「住みリフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3} ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

^{*2} 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

^{*3} サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット 介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス]
www.kaigonw.ne.jp



暮らし
全般の
サポート

デイリーサポート

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りします。

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

こんなときにお電話ください！

社会保険について相談したい



法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。 グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

0120-285-110

受付時間
(土日祝日、
年末年始を除く)

●法律相談 :午前10時～午後6時
●税務相談 :午後2時～午後4時
●社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時
●暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

^{*1} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

^{*2} 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

認知症
の
サポート

A cartoon illustration of a man with glasses and a mustache, wearing a green shirt and brown pants, standing on a sidewalk. He is looking upwards with a thoughtful expression. Above his head is a thought bubble showing a family of four (a man, a woman, and two children) sitting on a bench in front of a house.

介護補償にご加入いただいた場合

受付時間

・脳健康度チェック : 午前9時～午後5時

 0120-002-531

・認知症介護電話相談 :午前9時～午後5時

 0120-801-276

Android



iPhone



みまもりあい
プロジェクト



監修：川島隆太氏

お手続き方法

- 1 更新・新規の方 : <http://ezoo.jp/ds4/A0000242509> にアクセスします。
 中途加入の方 : <http://ezoo.jp/ds4/A00002425092506>

※スマートフォンは表紙の二次元コードからアクセスできます。

- 2 所属会社またはご退職者の項目から進んで頂き、
 該当する「お手続き先」の右側にある「お手続きはこちら」リンクへお進みください。

- 3 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

新規・中途加入の方

「お手続きサイト」にてすぐにお手続きできます。



※ 加入手続き後に、
 メールアドレスを
 ご登録いただけます。

更新・変更の方

画面でメールアドレスを登録します。

登録したメールアドレスで、
 アクセス用URL・ログイン用IDと
 パスワードメールを受信します。

メール記載のURLをクリック。
 お手続きを開始します。

※画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なります。

上記URLの「お手続きサイト」に記載の内容で更新される方は、特段のご加入手続きは不要です。

ただし、ご加入内容等にご変更がある場合は、上記記載のURLからお手続きをお願いいたします。(住所の確認をお願いいたします。)(なお、疾病保険関連につきましては、更新時の保険料が年齢等により変更になったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。)

＜ご注意＞現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、「お手続きサイト」掲載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

※ このパンフレットは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「お手続きサイト」掲載の[重要事項説明書]をよくお読みください。[重要事項説明書]には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

※ 「お手続きサイト」に記載の個人情報については、東京海上日動および東京海上グループ各社が取り扱う保険商品等の各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただきます。東京海上グループ各社の範囲、東京海上日動および東京海上グループ各社における個人情報の取扱い等については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

※ 保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

保険期間中、事故時の連絡先等は以下のURLから参照できます。
 アクセスには加入者証券番号が必要となります。
 「認証キーワード」欄に加入者証券番号を入力してください。
<http://ezoo.jp/ds4/A0000242509>

スマートフォンからも
 参照できます



お問い合わせ先 代理店 山九保険サービス株式会社

東京保険センター

〒104-0054 東京都中央区勝どき6-5-3 山九第2ビル

TEL 03-3536-3414

FAX 03-3536-3473

京葉保険センター

〒292-0825 千葉県木更津市畑沢1-12-14 山九(株)君津支店内

TEL 0438-36-5641

FAX 0438-36-5642

中京保険センター

〒455-0037 名古屋市港区名港 2-9-27 ポートプラザビル8F

TEL 052-654-3961

FAX 052-654-3966

阪神保険センター

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル13F

TEL 06-6225-3957

FAX 06-6225-3958

中国保険センター

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-35 広菱宇品ビル1F

TEL 082-252-3999

FAX 082-252-3959

九州保険センター

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原先の浜46-51 山九(株)九州ビル2F

TEL 093-861-3730

FAX 093-861-3777

大分保険センター

〒870-0138 大分市原川3-1-30 山九(株)大分支店内

TEL 097-558-3983

FAX 097-551-2482

引受保険会社 (幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 総合営業第一部営業課 TEL: 03-3285-0186
 三井住友海上火災保険株式会社

※なお、医療補償・がん補償・介護補償については、東京海上日動単独の引受となります。

■個人情報の取り扱いについて

山九保険サービス株式会社は、お預かりした個人情報をもとに、お客様のニーズにあった保険商品を各種ご提案をさせていただきます。なお、適切で分かりやすい資料にてご提案するために、同個人情報を当社が損害保険代理店委託契約を締結している引受損害保険会社に提供することに同意の上、資料送付依頼書にご記入ください。